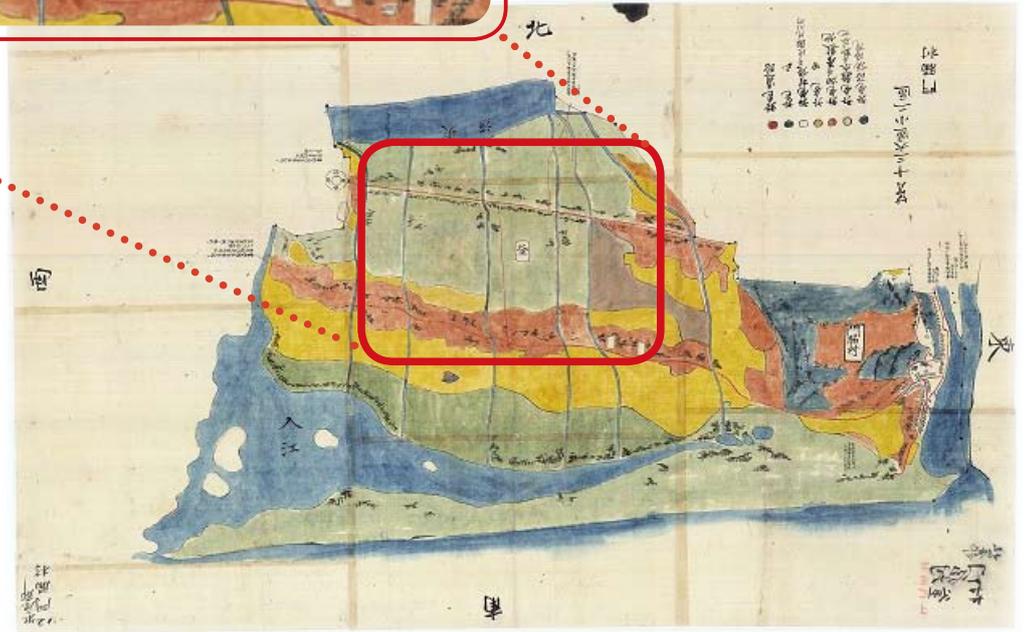




かどのわきむら
門脇村絵図【V-1144】

明治7年(1874)以前の作成。
「釜」と書かれている図の中心付近が大街道地区で、明治13年(1880)から士族による開墾事業が行われました。



公文書レポート①

馬耕が支えた
大街道の開墾

公文書レポート②

絵図と公文書に
みる「長沼」

知っ得！情報



仙台藩士牡鹿原開墾碑

いしのまし
(石巻市門脇二番谷地 青葉神社境内)

かつて大街道の開墾に従事した入植者たちによって、大正9年(1920)に建立されました。



公文書レポート①

馬耕が支えた大街道の開墾

専門調査員 星 洋和

今から 150 年前の明治元年（1868）、新政府軍との戦いに敗れた仙台藩は、62 万石から 28 万石への大幅な減封処分を受けました。これにより、生活が苦しくなった藩士たちの多くは、開墾や養蚕に従事することになりました（渡辺信夫編『図説日本の歴史 4 - 図説宮城県の歴史』、河出書房新社、1988 年）。

明治 10 年（1877）、政府は士族の生活救済などを目的として、士族授産事業を立ち上げます。これを受けて宮城県で行われた士族授産事業の一つが、牡鹿郡門脇村大街道（現石巻市大街道西周辺）の開墾でした（『石巻の歴史 第五巻 産業・交通編』、1996 年）。

明治 13 年（1880）11 月、大街道に士族授産場が開設されました。仙台区内在住者を中心に、県内各地の士族が入植し開墾が始まりましたが、彼らは「従来労力ニ習熟セザル士族」（「明治十三年ヨリ十四年十二月マテ 士族授産書類綴 勸業課」【M14 - 14】、以下「士族授産書類綴」、すなわち、農業に不慣れな人々でした。そこで、宮城県の勸業課は、当時県内で普及し始めていた馬耕という耕起方法を、授産場の入植者に教授することにしました。

本レポートでは、県が授産場の運営に関わっていた明治 13 年（1880）から同 15 年（1882）までを対象とし、「士族授産書類綴」や自治体史などにある馬耕に関する記述から、授産場の運営について見ていきます。

◇大街道開墾事業の概要◇

ここでは、『石巻の歴史 第五巻 産業・交通編』の記述を中心に、大街道開墾事業の概要について述べたいと思います。

大街道の開墾は、宮城県士族である細谷直英の進言がきっかけであるとされています。細谷は戊辰戦争のおり、衝撃隊を率いて各地を転戦した人物で、士族授産場では取締役を勤めていました（江北散士編『烏組隊長 細谷十太夫』、江北書屋、1931 年）。

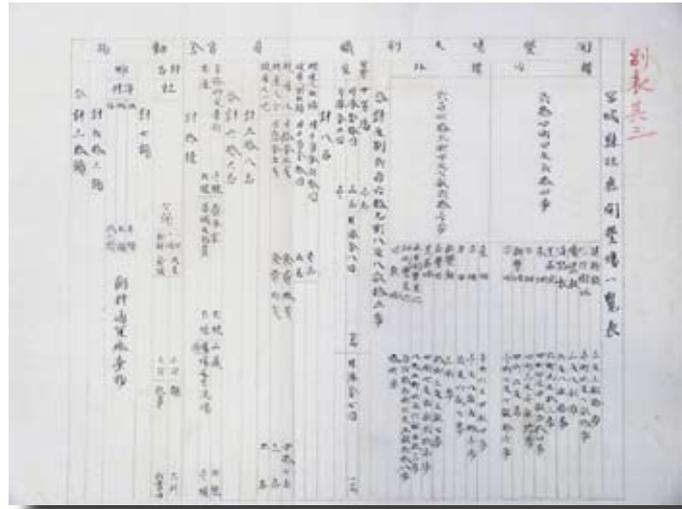
開墾地や入植者の居住地は、国からの払い下げ地（約 225 町）、民間からの献上地（約 40 町）が充てられました。県は当初、士族 100 戸の入植を構想していましたが、明治 15 年 3 月までの時点でも入植者は 50 戸に届かない程度でした。

授産場には、県の勸業課の出張所



明治 14 年（1881）以前の大街道周辺
陸前国牡鹿郡門脇村絵図【V - 1144】 部分拡大

も置かれていました。明治 15 年以前に作成されたと思われる「士族授産場規則」によれば、授産場は当分県庁が直轄すること、取締役は主務官に入場者の勤務態度を報告することなどが明記されています。授産場の運営は、県に強い権限がありました（「明治十八年 士族授産綴 農商課」【M18 - 31】）。



明治 14 年 6 月～8 月ごろの授産場の様子を示した表
 「駐記記事一 令規 鹵簿 鷺路順程 親王代巡」【M14 - 80】

授産場では水田や畑の開墾を中心に様々な事業が展開されましたが、開墾が進んでいくと、入植した士族たちの中から土地の分割が叫ばれるようになりました。そして、明治 15 年 8 月に勸業課出張所は廃止され、

授産人による事務取扱所が設置されました。同年 9 月には規則も改正され、名称も「士族開墾場」と改めたうえで、入植者たちに開墾地の分割貸与が行われました。こうして新たなスタートを切ることになった大街道の開墾は、入植者同士の対立や水害などの様々な困難に直面しながらも、明治 30 年（1897）ごろまで続けられました。

◇明治時代前期における馬耕の普及◇

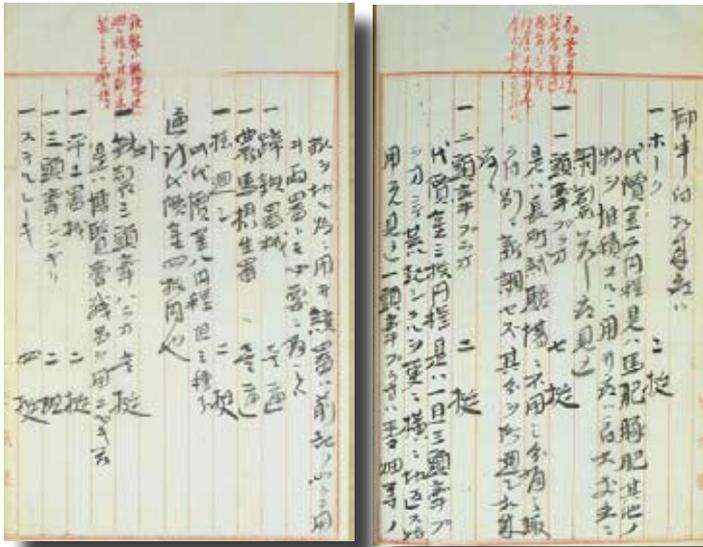
馬耕は、馬の力を利用して道具を牽引することで田畑を耕す方法で、明治以前まで西日本を中心に行われていました（岡光夫「耕地改良と乾田牛馬耕—明治農法の前提—」、永原慶二他編『講座・日本技術の社会史 第一巻』、日本評論社、1983 年）。明治 10 年ごろには政府の方針もあって、西洋犁と呼ばれる西洋式の馬耕用具が国内に普及しましたが、大型かつ重量のある道具のため、使いどころは開墾などに限定されました（西村卓『「老農時代」の技術と思想—近代日本農事改良史研究—』、ミネルヴァ書房、1997 年）。

宮城県では、明治 9 年（1876）から馬耕の普及が進められました。当初、県は日本在来の犁の普及に努めていました。しかし、明治 11 年に勸業試験場で行われた西洋犁と日本在来の犁との比較実験以降、県内各郡では西洋犁の試用を望む声がおこりました。こうして、宮城県における馬耕普及の端緒が開かれました（『宮城県史 9（産業）I』、1968 年）。

◇馬耕技術の指導と用具の獲得◇

「従来労力ニ習熟セザル士族」である入植者たちに馬耕を教授することは、県にとって目標の一つでした。「士族授産場規則」第 25 条には、「馬耕授業師ヲ出張セシメ入場者へ新墾及熟地ノ耕耘術ヲ教授セシムヘシ」とあり、入植者に馬耕を教授することを公表していました。実際、明治 14 年 3 月時点で出張所の職員の中に馬耕の指導員として活躍していた人物がいたこと、同年 4 月には職員 2 名と授産人 1 名が馬耕に従事していることなどから、馬耕を指導する体制が早くから整えられていたようです。

士族授産場で用いられた馬耕用具は、プラウ（深く耕すための農具）やハロー（土塊を



道具の新調に関する文書

「明治十三年ヨリ十四年十二月マテ 土族授産書類綴 勸業課」【M14 - 14】

属する開墾場が設けられました（宮城県教育会編『玉造郡誌・復刻版』、名著出版、1974年）。鍛冶谷沢の開墾には国から貸し渡された西洋式の農具が使用されていましたが、その中には「三頭牽プラオ」のように、大街道の開墾場と共有されているものもありました（農商務省農務局編纂課編『農務顛末 第5巻』、農林省、1956年）。

◇重宝された馬耕技術◇

授産場を運営する上で、馬耕技術に熟達した習得者は重要な存在でした。明治15年12月に土地の分割方法をめぐって入植者の間で発生した騒擾事件によって、13名が土族開墾場（同年8月に授産場から改称）から追放されました。後に細谷は追放された13名の復帰を訴えた嘆願書を県に提出しましたが、その中に「新開墾ト云へ又熟地耕耘馬耕ニ於ケル右十三名ノ右ニ出ル者無之」とあり、追放された13名が馬耕技術の習得者だったことが述べられています（『石巻の歴史 第十巻 資料編4 近・現代編』、1994年）。

さらに細谷は、授産場に残っている36名のうち20名以上は体が弱いこと、新しい入植者を募集しても一人前になるには時間がかかることなどを述べたうえで、追放された13名がいないと、せっかく開墾した土地がまた荒地になってしまうと訴えています。この嘆願書からは、開墾場の長である細谷の苦勞とともに、開墾場には運営馬耕に熟達した者が必要であるという認識がうかがえます。

以上、馬耕に着目して土族授産場の運営を見てきました。土族授産場では西洋式の馬耕用具を用いた指導が行われていましたが、道具そのものは別の開墾地と共有しており、勸業課出張所がその交渉を担っていました。また、出張所では馬耕の指導に当たって、当時は指導者として名の知られていた人物を雇い入れていました。こうした体制のもとで、入植者への馬耕の教授が行われ、やがて10名を超す熟達者も現れました。このように、授産場の運営を考えるうえで馬耕は、大きな意味を持つ作業でした。

細かく碎く農具）と呼ばれる西洋式の馬耕用具でした。プラウにも「三頭牽プラオ」、「一頭牽プラオ」などがあり、「三頭牽プラオ」であれば畑の荒起し、「一頭牽プラオ」であれば麦畑の畝切りというように、用途も異なっていました。

出張所では、これらの馬耕用具とそれを牽引する馬を入手するために、鍛冶谷沢の開墾場との交渉が頻繁に行われました。鍛冶谷沢は玉造郡大口村（現大崎市鳴子温泉）に属する地域で、明治13年に、県の産牛馬組合によって畜産場とそれに付

公文書レポート②

絵図と公文書にみる「長沼」

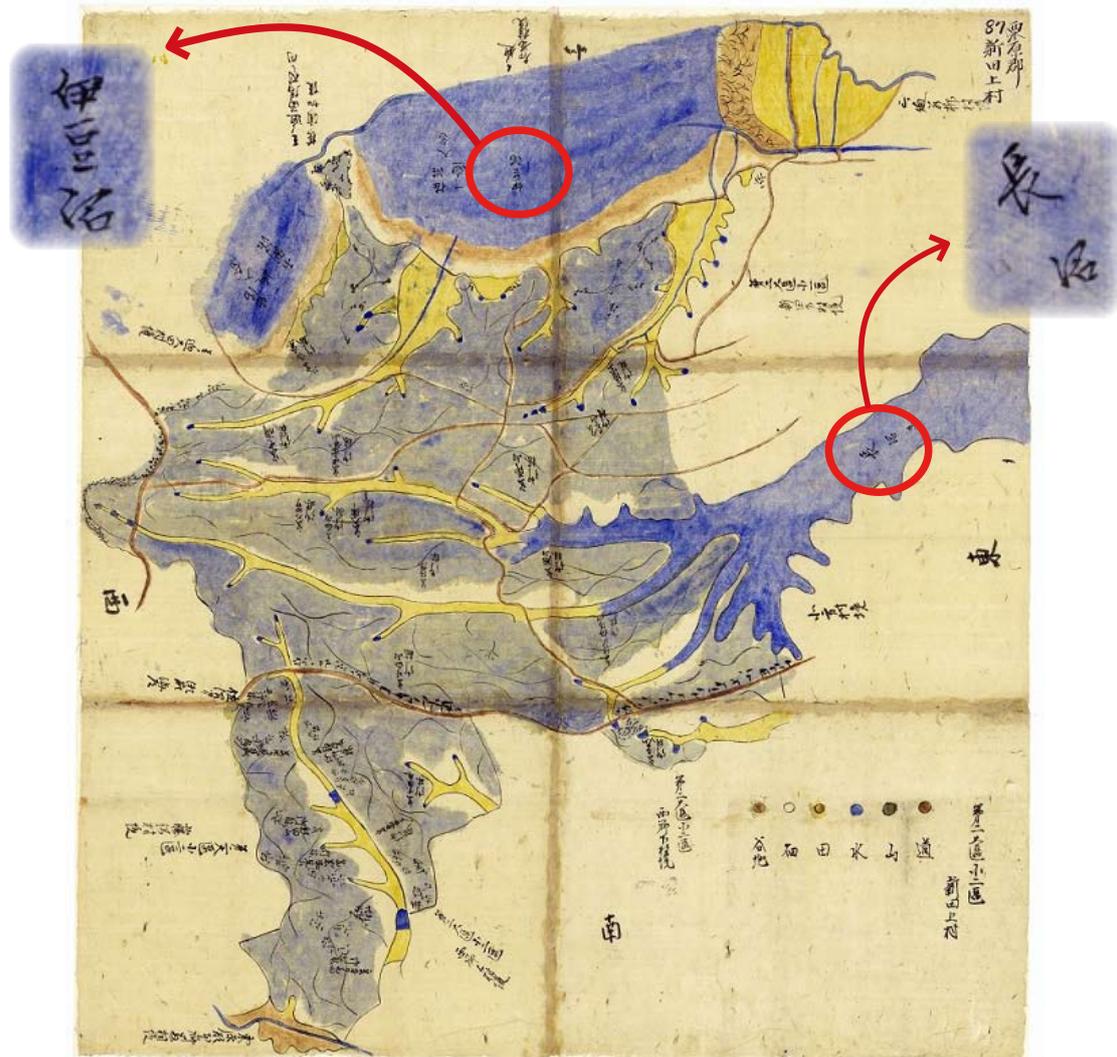
囑託員 青野 淑子

◇はじめに◇

宮城県北部の登米^{とめ}地域には、多くの湖沼^{こしょう}があります。そのうちの1つである長沼は、登米市^{はさまちよう} 迫町の中央部に位置します。

長沼は、2020年東京オリンピック・パラリンピックのボート競技の開催候補地として、全国的に話題となりました。新聞やテレビなどで取り上げられる機会が多かったことから、「長沼ボート場」という名称を、一度は耳にしたことがあるのではないのでしょうか。このようなボート競技の運営のほか、迫川沿いの洪水調節や流水の正常な機能の維持を目的として、長沼ダムが設置されています。ダムやボート場が造られたのは、1970年代以降ですが、それ以前から長沼は、地域の人びとの暮らしに密接に関わっていました。

ここでは、当館所蔵の史料などを利用して、長沼と周辺地域の歴史をご紹介します。

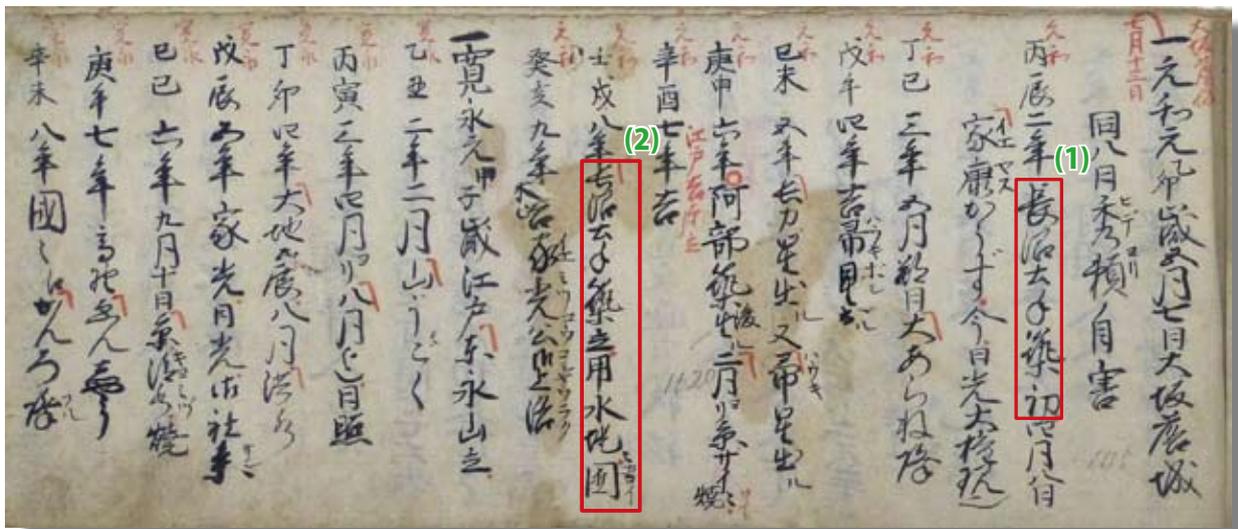


栗原郡新田上村絵図 【V - 839】 (作成推定年：明治5～9年 (1872～1876))

◇長沼に関する最古の記述◇

近世初頭の長沼と伊豆沼（現在の登米市と栗原市にまたがる沼）付近の谷地は、不毛の地として放棄され、馬の飼料や刈敷用の草を刈取る場所ではかありませんでした（『登米郡北方村』、1953年）。これら一帯は、17世紀に開発が行われたことが分かっています。

長沼についての最も古い記述は、北方村早稲田（現在の登米市迫町）の阿部家に伝わる古文書「元和元年ヨリ歳之吉凶留帳」にみられます。この文献には、元和2年（1616）に「長沼土手築初」(1)、次いで元和8年（1622）に「長沼土手築立、用水堤二囲」(2)と記されています。これらは、遊水池として放置されていた長沼に土手を築いて、用水堤として利用しはじめた時期が明示された貴重な記事であると指摘されています（『登米郡北方村』）。



「元和元年ヨリ年之吉凶留帳」の長沼に関する記述部分

個人所蔵

◇長沼周辺の新田開発◇

ここで、『登米郡北方村』と『登米郡新田村史』（1955年）から、さらに詳しく長沼周辺に関する歴史を振り返ってみましょう。

万治年間（1658－1661）から寛文年間（1661－1673）にかけて、谷地開発は藩の最も重要な政策として実行に移されていました。それから、延宝3年（1675）には、北方三方島（現在の登米市迫町）付近での荒川新堀が普請されます。その内容は、伊豆沼の水を佐沼（現在の登米市迫町）付近で迫川に放出させ、沼の水位を下げようとするものでした。なお、荒川は登米地域を流れている川で、伊豆沼に源を発し、三方島で落合川を合わせ迫川に合流します。

佐沼邑主の津田景康（1645-1717）は、荒川新堀に関する谷地開発に対しては意欲的であったようです。なぜなら、この普請によって津田氏所領の新田開発が期待されたからです。

さらに、貞享元年（1684）、長沼・伊豆沼付近の開発をすすめる新たな動きが起こります。藩は、三方島新土手と荒川の開削工事にあたり、郡奉行・松林仲左衛門の計画を採用し、実地調査を行わせました。その計画とは、三方島において迫川の遊水口を締切り、伊豆沼

の悪水を抜くため、新田村坂戸（現在の登米市迫町）から佐沼の西館まで上口十二間、深さ一丈四・五尺の新川を掘るというものでした。

ところが、この開発は津田氏や佐沼以南の迫川下流諸村の意に反するものでした。津田氏は、遊水地を失うことによって、増水時に迫川の水が佐沼以南の低平地に氾濫することを恐れ、堤防を三方島で締切らず、開発した水田の外側に築くべきだと反対しました。最終的に津田氏の意見は取り入れられず、藩は貞享2年（1685）に松林の案を推しすすめました。三方島に新土手を築いたことによって、登米周辺の新田開発は可能となりました。しかし、大きな開発は、昭和21年（1946）の長沼干拓まで持ち越されることとなります。

それまで大きな開発が行われなかった理由として、長沼については長沼を用水源とする佐沼・南方方面の農民が反対したこと、伊豆沼については下流諸村が遊水地区を狭める開発事業に激しく反対したためとされています。

◇登米地域の水産業◇

これまで述べてきたように、登米地域には多くの湖沼が存在し、田畑に利用する用水源に恵まれていました。そのうえ、長沼や伊豆沼などでは、豊富な種類の淡水魚が漁獲されていました。付近には、縄文時代の貝塚も発見されていることから、古来より食料源が大変豊かであったことがうかがえます。

明治43年（1910）の宮城県生産調書（『迫町史』、1981年）からは、当時の長沼周辺の地域（佐沼・北方・新田）の漁獲高を知ることができます。生産額第1位がエビ、2位以下はウナギ、フナ、ナマズ、コイと続きます。エビ（ヌマエビ）については、昭和26年（1951）～30年（1955）頃までは沢山捕れていたようですが（車田敦「淡水域の漁撈習俗—宮城県伊豆沼・内沼、長沼の事例—」、『東北民俗学研究 第八号 岩崎敏夫先生追悼号』、東北学院大学民俗学OB会、2005年）、現在は外来魚が出現したことや藻がなくなっただけで、ほとんど漁獲できなくなりました。

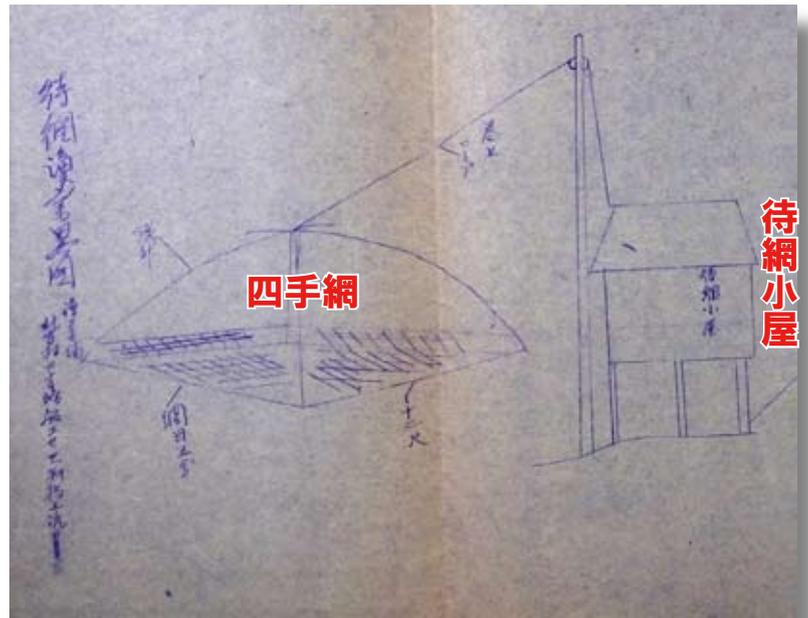
ウナギやフナを漁獲する方法の1つに、待網漁業まちあみという漁法があります。当館所蔵の史料に綴られた「待網漁業略図」（「地理、河川敷占用」【S14 - 75】）には、漁具の四手よつて



昭和28年（1953）に建立された長沼干拓碑

碑には、昭和21年（1946）着工の長沼干拓の顛末が記されている。

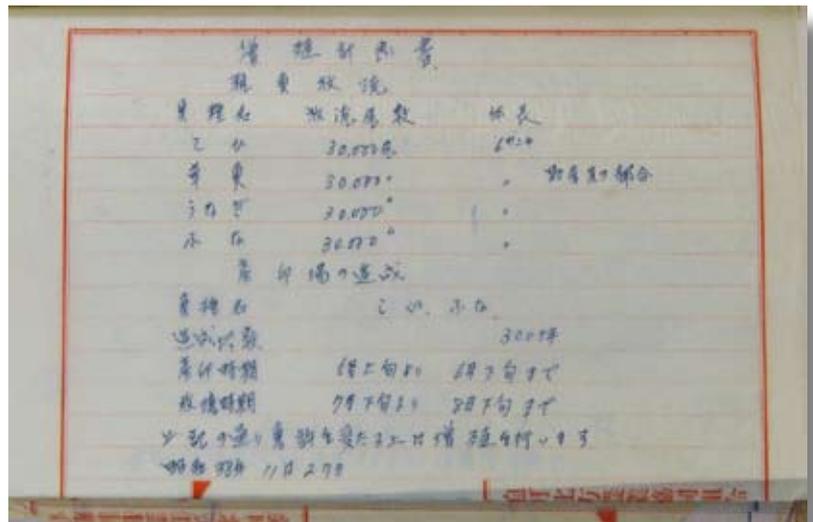
あみ もちあみ
 網（持網とも呼ばれる）と待網小屋が描かれています。四手網は、竹を交叉させて縛り、四つの先端を曲げ、その先に網を張ったものです。網の形は正方形で、一辺の長さが5m近くになるものもあります。この大きな網を滑車で上げ下げします。漁師は小屋の中にいて、引網をゆるめて網を沈め、頃合いを見て素早く網を引き上げて魚を捕ります（小野寺正人『北上川の民俗文化』、ひたかみ、1983年）。



待網漁業略図

「地理、河川敷占用」【S14 - 75】

また、内水面漁業（河川漁業）の状況をうかがい知る史料として、当館所蔵の「内水面漁業管理委員会 漁政課」（【S50 - 295】）があります。それには、内水面の主要漁場である大小98におよぶ河川と長沼・伊豆沼およびダムなどの9湖沼の漁獲量について記されています。この史料によると、漁獲量については昭和38年（1963）以降、横這いの傾向にあったが、従来からの積極的な増殖事業の実施により、増加の傾向を呈しているとあります。



増殖計画書

「内水面共同漁業権免許申請書」【S38 - 55】

このほかに、昭和30年代後半の史料として、長沼での増殖計画書（「内水面共同漁業権免許申請書」【S38 - 55】）があります。これは、コイ・ソウギョ（コイ科の淡水産の硬骨魚）・ウナギ・フナ各30,000匹の放流とコイ・フナの産卵場所造成の許可を受けるために作成された文書です。

こうした史料をみると、漁獲量が横這い傾向であったことを懸念し、魚の放流を模索してきたという一連の流れが分かります。しかし、昭和40年（1965）頃から、登米地域の沼は、生活雑排水の流入や水田から排出される農薬、周辺雑木の伐採などの影響から水質汚染などがすすみ、魚が住みづらくなりました（『迫町史 続』、2005年）。

◇絵図面から当時を知る◇

当館では、おもに明治期に作成された村絵図を中心に、約 2,000 点の絵図面を所蔵しています。その中から、長沼周辺に関連する史料を取り上げ、さまざまな視点から絵図面を読み取る方法をご紹介します。

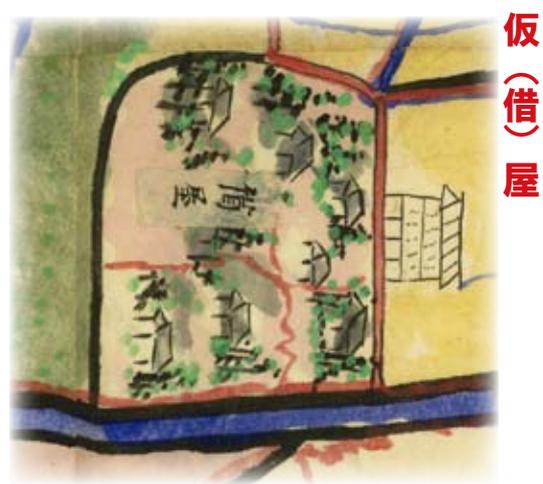
栗原郡北方村三方島の絵図面【V-842】をみると、「皿沼」と記された場所の周りが、薄緑色で塗られ、「荒地」であることが示されています。『登米郡北方村』によれば、三方島から仮屋・飯土井の間には皿沼という谷地があり、伊豆沼まで続いていたといいます。

つまり、絵図面には、もともと遊水池であった「皿沼」が干拓され、谷地として残っている状況が描かれています。

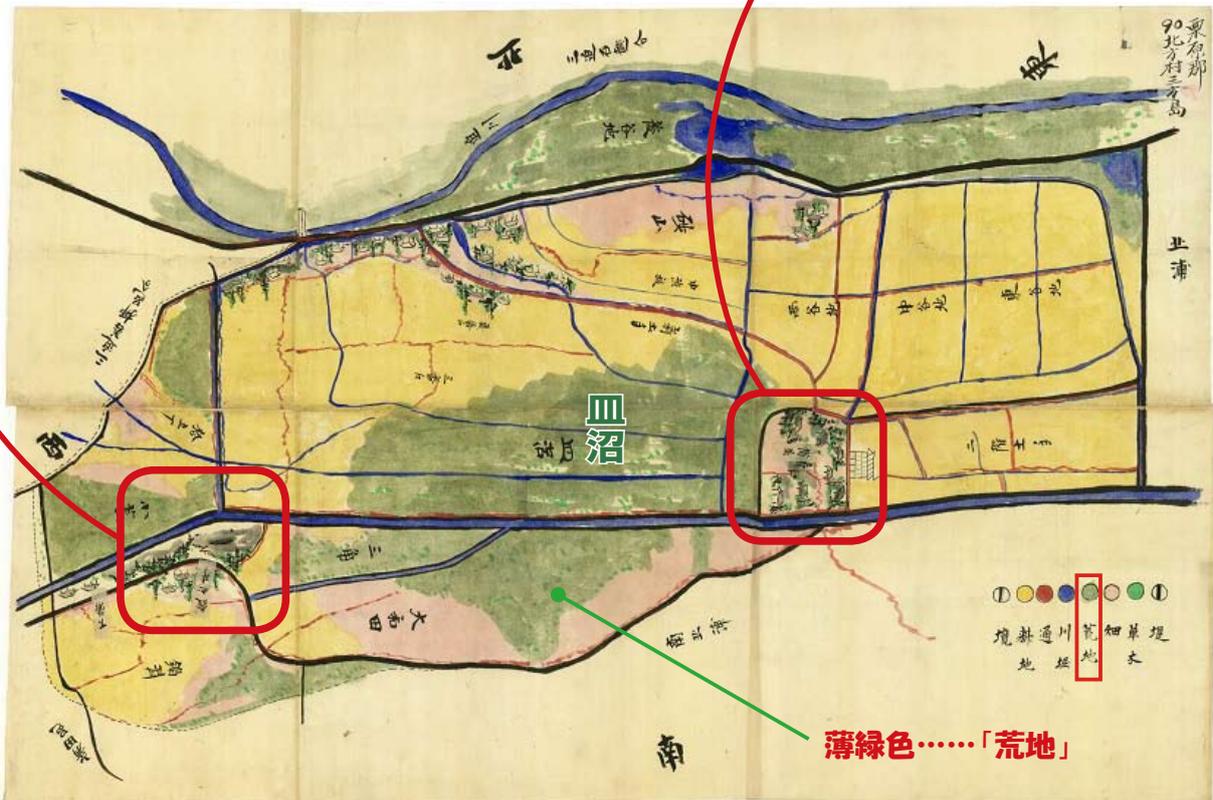
なお、仮屋・飯土井を含めた北方村全体に関しては、10 ページに載せていますので、ご参照ください。



飯土井



仮(借)屋



薄緑色……「荒地」

栗原郡北方村三方島絵図【V-842】

次に、栗原郡北方村北浦の絵図【V - 841】をご紹介します。この絵図には、作成年が記されていませんが、図面上の情報から、いつ頃描かれたのかを推測することができます。絵図面の左下をみると、「第二大区小区 北浦 戸長 阿部正太夫」とあります。『登米郡北方村』では、阿部正太夫という人物は、明治5年（1872）に北浦村副戸長となり、明治6年（1873）に戸長となった旨が記されてあります。したがって、絵図面は明治6年以降に作成されたと推測できます。

それにくわえて、明治期に施行された大区・小区制から、さらに作成時期を絞り込むことができます。大区・小区制とは、明治5年に施行された行政区分です。施行後、明治7年（1874）と明治9年（1876）に編制替えが行われ、明治11年（1878）に廃止されました。このことから、絵図面は明治6年から明治11年にかけて作成されたものと推測できるでしょう。

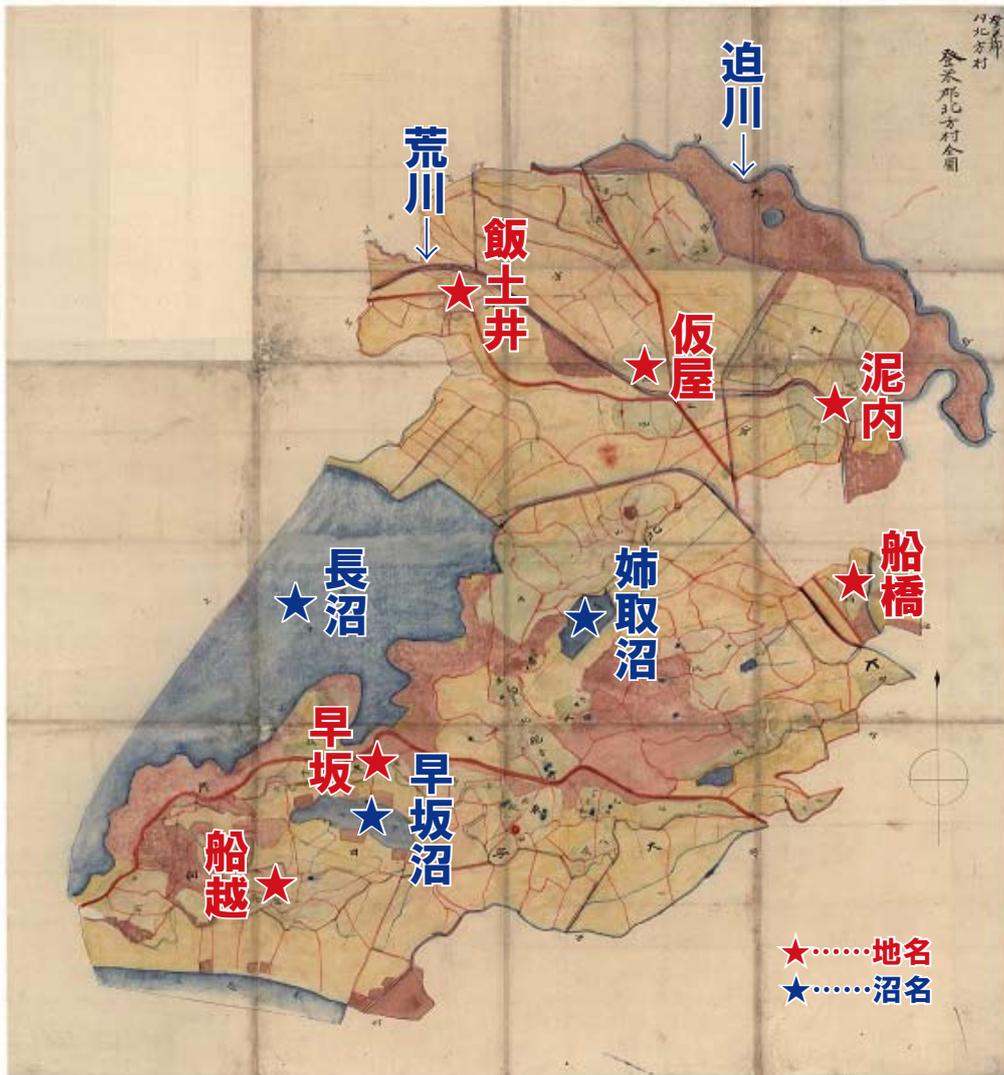
また、地名の由来から、長沼周辺はどのような地域であったのか、さらに詳しく知ることができます。ここでは、『迫町史』を参照して、登米郡北方村の絵図【V - 935】にみられる主な地名とその由来を紹介しましょう。

- ①船橋^{ふなばし}……長沼から流れる川と、姉取沼^{あねとり}一帯の沼水の流れに板橋をかけて渡ったので地名になったという。
- ②泥内^{どろうち}……わずかの雨でも氾濫して一面の泥沼となったので地名になったという。



栗原郡北方村北浦絵図【V - 841】

- ③仮屋……………佐沼邑主である津田氏が皿沼を干拓した際に仮詰所を建てて工事に当たったところから、この地名が起こったという。
- ④^{ふなこし}船越……………昭和初期にあった船越沼に由来し、船で向かいの地に越したので地名になったという。
- ⑤早坂……………早坂沼に面して館があったので、その名をとって地名になったという。



登米郡北方村全図【V - 935】

以上のように、地名の由来から人びとのくらしと湖沼や川が密接な関係にあったことが分かります。なかでも仮屋については、干拓事業がもとで地名が付けられています。仮屋を含めた三方島・谷地などの集落は、干拓後に出来上がったといわれています（『登米郡北方村』）。

これまでの史料から分かるように、長沼周辺では、住民は長沼を用水源として利用したり、漁場として利用したりしてきたという歴史があります。ただし、その一方では、住民は水害に悩まされてきたという歴史もあります。登米地域の人びとは、自然の恩恵を受けながら、共存する術を模索し続けてきたといえるでしょう。

知っ得！情報

◆ 閲覧証の有効期限が5年間になりました ◆

平成28年(2016)6月1日から、当館閲覧証の有効期限が1年間から5年間に延長となりました。

現在、有効期限内の閲覧証をお持ちの方は、閲覧証に記載された期限から4年延長した閲覧証を再発行いたします。

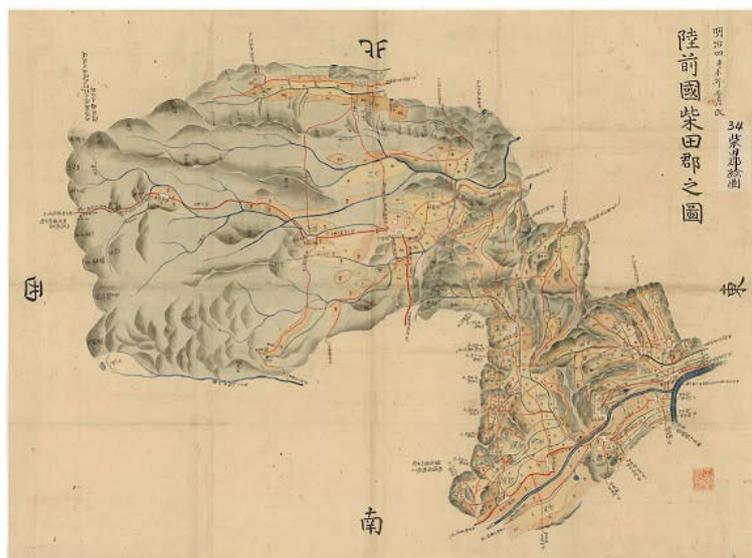
例) 有効期限：平成29年8月31日→平成33年8月30日

◆ デジタルデータの頒布 ◆

絵図面のデジタル画像データの頒布を行っております。

CD-R焼付のみでの頒布となります(1枚につき5点まで 1枚50円)。

平成30年(2018)2月9日から利用可能なデータが85件分増えて、1,137件になりました。ふるってご活用下さい。



陸前国柴田郡之図【V-82】 明治4年(1871)

宮城県公文書館だより 第35号

平成30年(2018)3月10日 発行

編集・発行 宮城県公文書館

〒981-3205 宮城県仙台市泉区紫山1-1-1

電話 022(341)3231 Fax 022(341)3233

e-mail koubun@pref.miyagi.lg.jp

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/>

